

日常生活用具の給付を希望される方へ

横須賀市では、日常生活の利便を図るため、障害児者・難病患者の方を対象に日常生活用具の給付を行っています。

1 日常生活用具とは

障害児者・難病患者の方の日常生活がより円滑に行われるための用具です。製作や改良・開発にあたって、障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般的に普及されていないものです。

2 対象者

身体障害者手帳を持っている人、療育手帳を持っているか、知的障害があると判定された人、国の定める難病患者。

一部用具を除き、原則として自宅にお住まいの方のみ対象となります。

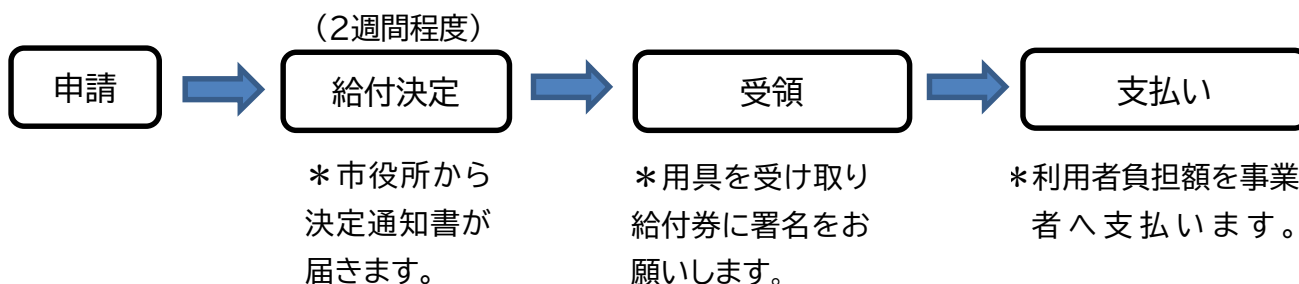
3 申請に必要なもの

①	身体障害者手帳または療育手帳、特定医療費(指定難病)医療受給者証または登録者証(指定難病)	障害福祉課窓口でご提示ください。
②	見積書(横須賀市長宛て)	購入予定の事業者にて作成依頼し、持参して下さい。 *品名、数量、単価、合計金額の記載が必要です。
該当する方	医師意見書	一部の用具については、意見書の提出が必要です。 主治医等に作成依頼し、持参して下さい。 医師意見書は障害福祉課窓口にあります。
	診断書	難病患者の方は、診断書の提出が必要です。 主治医等に作成依頼し、持参して下さい。 診断書は障害福祉課窓口にあります。
	市民税課税(非課税)証明書	市外から転入した方のみ、持参して下さい。
	改修工事の図面、写真(工事開始前で日付入りのもの)、家主の承諾書	居宅生活動作補助用具を申請する方のみ必要です。 写真は日付を写し込めるカメラで撮影したものか、日付を書いた紙、黒板等を入れて写したものにしてください。

4 日常生活用具の種類

別紙の「日常生活用具給付事業 種目一覧表」をご確認ください。給付の対象となる障害の種類や障害程度、用具の性能、基準額に定めがありますので、あらかじめ障害福祉課でご相談下さい。また、用具によっては、医師意見書の提出が必要となる場合があります。なお、人工呼吸器等用非常用電源装置等は、医師意見書の提出が必要です。また、難病患者の方は診断書の提出が必要です。

5 給付までの流れ



6 利用者負担

利用者負担は、**原則1割負担**となります。ただし、世帯の課税状況に応じて上限額が定められております。また、それぞれの用具には基準額が定められており、基準額を超えた額については全額自己負担となります。

所得区分	負担上限月額	世帯の課税状況等
生活保護	0円	生活保護受給世帯 * 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている場合を含む。
低所得	0円	市民税非課税世帯
一般	2,250円～26,150円	市民税課税世帯であって、 最多納税者の市民税所得割額が46万円未満の場合
制度対象外		市民税課税世帯であって、 最多納税者の市民税所得割額が46万円以上の場合 (18歳未満の障害児・難病の方を除く)

* 18歳以上の障害者・難病の方は、「世帯」とは、「本人とその配偶者」、18歳未満の障害児・難病の方は、「保護者の属する世帯全員」の課税状況で判定します。

* 一般世帯(市民税課税世帯)については、自己負担の軽減のため、市民税所得割額に応じて、横須賀市が独自に15区分の負担上限月額(2,250円～26,150円)を設けています(ストマ用具は除く)。

* ストマ用具については、基準額の1割の負担額に対して、市民税所得割額に応じて、全額または3分の2の金額を助成する横須賀市独自の負担軽減を行っています。

* 点字図書の自己負担額については、当該図書を一般図書として購入する場合の実費相当の額となります。

7 注意事項

(1) **65歳以上の介護保険第1号被保険者と特定疾病の40～64歳の第2号被保険者に該当する方は、介護保険で貸与・購入が認められている用具については、原則給付できません。**

特定疾病

がん(医師が一般に認められている医学的知見にもとづき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)・関節リウマチ・筋萎縮性側索硬化症・後縦靭帯骨化症・骨折を伴う骨粗鬆症・初老期における認知症・進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病・脊髄小脳変性症・脊柱管狭窄症・早老症・多系統萎縮症・糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症・および糖尿病性網膜症・脳血管疾患・閉塞性動脈硬化症・慢性閉塞性肺疾患・両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

(2)購入をする前に相談・申請をしてください。相談や申請なく購入されますと日常生活用具給付制度を利用することが出来ませんのでご注意ください。

(3)以下の用具は、入院中や施設入所者の方も給付できます。

●頭部保護帽 ●歩行補助杖 ●携帯用会話補助装置 ●点字器 ●人工喉頭 ●ストマ用具(代替含む)●収尿器

(4)日常生活用具にはそれぞれ耐用年数が定められています。耐用年数とは、通常の使用で修理不能となるまでの想定年数であり、経過するまでは再購入に対して、原則給付できません。

(5)居宅生活動作補助用具を除き、取付費は自己負担です。

<地域生活支援事業> 日常生活用具給付等事業 種目一覧表

令和8年4月1日現在

《給付》

NO.1

	種 目	障 害 及 び 程 度	性 能	基 準 額	介 護	耐 用 年 数
介 護 ・ 訓 練 支 援 用 具	特殊寝台	下肢または体幹機能障害2級以上(障害者)。及び寝たきりの状態にある難病患者等。	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できるもの。	154,000	(貸与) 特殊寝台	8年
	特殊マット	下肢または体幹機能障害1級以上(常時介護を要する者に限る。障害者)。及び寝たきりの状態にある難病患者等。	褥瘡の防止、失禁等による汚染又は損耗を防止できるもの。	19,600	(貸与) 褥瘡予防用具	5年
		下肢または体幹機能障害2級以上(児童。原則として3歳以上)。 児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障害児者として判定され、障害の程度が重度または最重度である者。	失禁等による汚染又は損耗を防止するためマット(寝具)にビニール等の加工をしたもの。			
	特殊尿器	下肢または体幹機能障害1級(常時介護を要する者に限る。障害者・児童対象。児童は原則学齢児以上)。及び自力で排尿できない難病患者等。	尿が自動的に吸引されるもので、障害児者、難病患者等または介護者が容易に使用し得るもの。	67,000	(購入) 特殊尿器	5年
	入浴担架	下肢または体幹機能障害2級以上(入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。障害者・児童対象。児童は原則3歳以上)。	障害児者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	82,400	-	5年
	体位変換器	下肢または体幹機能障害2級以上(下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。障害者・児童対象。原則学齢児以上)。及び寝たきりの状態にある難病患者等。	介助者が障害児者、及び難病患者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	15,000	(貸与) 体位変換器	5年
	移動用リフト	下肢または体幹機能障害2級以上の者(障害者・児童対象。児童は原則3歳以上)。及び下肢または体幹機能に障害のある難病患者等。	介護者が重度身体障害児者、及び難病患者等を移動させるに当たって容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	250,000	(貸与) リフト本体 (購入) つり具	4年
	訓練いす	下肢または体幹機能障害2級以上(児童。原則として3歳以上)。	原則として付属のテーブルをつけるものとする	33,100	-	5年
	訓練用ベッド	下肢または体幹機能障害2級以上(児童。原則として学齢児以上)。及び下肢または体幹機能に障害のある難病患者等。	腕または脚の訓練ができる器具を備えたもの	159,200	-	8年
自 立 生 活 支 援 用 具	入浴補助用具	下肢または体幹機能障害者であって入浴に介助を必要とする者(障害者・児童対象。児童は原則3歳以上)。及び入浴に介助を要する難病患者等。	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害児者、難病患者等または介助者が容易に使用し得るもの。ただし、住宅改修を伴うものを除く。	90,000	(購入) 入浴補助用具	8年
	便器(ポータブルトイレ)	下肢または体幹機能障害2級以上(障害者・児童対象。児童は原則学齢児以上)。及び常時介護を要する難病患者等。	障害児者、及び難病患者等が容易に使用し得るもの。住宅改修を伴うものを除く。	9,900	(購入) 腰掛便座	8年
	頭部保護帽	児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障害児者として判定され障害の程度が重度または最重度である者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者。 平衡機能または下肢もしくは体幹機能に障害を有し頻繁に転倒する者。	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	15,200	-	3年

	種 目	障 害 及 び 程 度	性 能	基 準 額	介 護	耐 用 年 数
自 立 生 活 支 援 用 具	歩行補助杖 (T字状、棒状 のもの)	平衡機能または下肢もしくは体幹機能に障害を有し、室内及び室外の歩行において杖を必要とする者。	障害児者が容易に使用し得るもの。ただし、松葉杖や多点杖等は除き一本杖に限る。	3,000	(貸与) 歩行補助杖	3年
	移動・移乗支 援用具 (歩行支援用具)	平衡機能または下肢もしくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者。(障害者・児童対象。児童は原則3歳以上)。及び下肢が不自由な難病患者等。	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア、障害児者、及び難病患者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ、転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする 住宅改修を伴うものを除く。	60,000	(貸与) 手すり スロープ 歩行器	8年
	特殊便器	上肢障害2級以上(障害者・児童対象。児童は原則学齢児以上)。及び上肢機能に障害のある難病患者等。	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。住宅改修を伴うものを除く。	151,200	-	8年
		児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障害児者として判定され、障害の程度が重度または最重度であり訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者。	知的障害児者を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。住宅改修を伴うものを除く。			
	火災警報器	障害等級2級以上(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害児者のみの世帯及びこれに準ずる世帯。障害者・児童対象)。	室内の火災を煙または熱により感知し、音または光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。 (1世帯につき2台を限度とする)	15,500	-	8年
		児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障害児者として判定され、障害の程度が重度または最重度である者(火災の発生の感知及び避難が著しく困難な障害児者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)。				
	自動消火器	障害等級2級以上または難病患者等。(火災の発生の感知及び避難が著しく困難な障害児者および難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯。障害者・児童対象)。 児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障害児者として判定され障害の程度が重度または最重度であるもの(火災の発生の感知及び避難が著しく困難な障害児者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)。	室内温度の異常上昇または炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。	28,700	-	8年
	電磁調理器	視覚障害2級以上(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)。	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	41,000	-	6年
		児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障害児者として判定され、障害の程度が重度または最重度であって18歳以上の者。	知的障害者が容易に使用し得るもの。			
	歩行時間延長 信号機用 小型送信機	視覚障害2級以上(障害者・児童対象。児童は原則学齢児以上)。	視覚障害児者が容易に使用し得るもの。	7,000	-	10年
聴覚障害者用 屋内信号装置	聴覚障害2級(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)。	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの。	87,400	-	10年	

	種 目	障 害 及 び 程 度	性 能	基 準 額	介 護	耐 用 年 数
在宅療養等支援用具	透析液加温器	じん臓機能障害3級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者(障害者・児童対象。児童は原則学齢児以上)。	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	51,500	-	5年
	ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能障害3級以上または同程度の身体障害者であって、必要と認められる者(障害者・児童対象。児童は原則学齢児以上)。呼吸器機能に障害のある難病患者等。	障害児者、難病患者等または介護者が容易に使用し得るもの。	36,000	-	5年
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上または同程度の身体障害者であって、必要と認められる者(障害者・児童対象。児童は原則学齢児以上)。呼吸器機能に障害のある難病患者等。	障害児者、難病患者等または介護者が容易に使用し得るもの。	56,400	-	5年
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	人工呼吸器の装着が必要な難病患者等。	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用できるもの。	157,500	-	5年
	人工呼吸器等用非常用電源装置等	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の障害があり、必要と認められる障害児者並びに呼吸器機能に障害のある難病患者等で、人工呼吸器等の生命・身体機能の維持に必要な電気式の医療機器を常時使用している者。	正弦波の製品で障害児者又は介護者が容易に使用し得るもの。	正弦波インバーター発電機 120,000	-	5年
				ポータブル電源(蓄電池) 60,000	-	3年
				DC/ACインバーター(カーインバーター) 45,000	-	5年
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者。	障害者が容易に使用し得るもの。	17,000	-	10年
	視覚障害者用体温計(音声式)	視覚障害2級以上(障害者・児童対象。視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯。児童は原則学齢児以上)。	視覚障害児者が容易に使用し得るもの。	9,000	-	5年
視覚障害者用体重計	視覚障害2級以上(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)。	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	18,000	-	5年	
視覚障害者用血圧計	視覚障害2級以上(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)。	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	15,000	-	5年	
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害者または肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有する者(障害者・児童対象。児童は原則学齢児以上)。	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害児者が容易に使用し得るもの。	98,800	-	5年
	情報・通信支援用具	視覚障害2級以上または上肢機能障害2級以上(障害者・児童対象。児童は原則学齢児以上)。	障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器、アプリケーションソフトで障害者が容易に使用し得るもの。	視覚障害者用 200,000	-	5年
				上肢障害者用 150,000		
	点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者(原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級)の身体障害者であって必要と認められる者。	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの。	383,500	-	6年
	点字器	視覚障害2級以上(障害者・児童対象。)	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	10,400	-	5年
	点字タイプライター	視覚障害2級以上(障害者・児童対象。本人が就学もしくは就労しているか又は就労が見込まれる者に限る)。	視覚障害児者が容易に使用・操作し得るもの。	63,100	-	5年
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上(障害者・児童対象。児童は原則学齢児以上)。	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品で、視覚障害者が容易に使用し得るもの。	録音再生機 85,000	-	6年	

	種 目	障 害 及 び 程 度	性 能	基 準 額	介 護	耐 用 年 数
情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上(障害者・児童対象。児童は原則学齢児以上)。	音声等により操作ボタンが知覚または認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品で、視覚障害者が容易に使用し得るもの。	再生専用機 48,000	-	6年
			テープにより録音、再生が可能な製品で、視覚障害者が容易に使用し得るもの。	テープレコーダー 23,000		
	視覚障害者用活字文書読み上げ装置	視覚障害2級以上(障害者・児童対象。児童は原則学齢児以上)。	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有し、視覚障害児が容易に使用し得るもの。	99,800	-	6年
	視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者(障害者・児童対象。児童は原則学齢児以上)。	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの。	198,000	-	8年
	視覚障害者用時計(触読式・音声式)	視覚障害2級以上。なお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	触読式時計 10,300	-	10年
				音声式時計 13,300		
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害者または発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者(障害者・児童対象。児童は原則学齢児以上)。	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害児が容易に使用できるもの。	30,000	-	5年
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害児者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者(障害者・児童対象)。	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害児者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ災害時の聴覚障害児者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害児者が容易に使用し得るもの。	88,900	-	6年
人工喉頭	音声機能障害3級で喉頭摘出者。	笛式又は電動式で音源を口腔内に導き構音化するもの。	70,100	-	5年	
点字図書	主に、点字により情報を入力する視覚障害者(障害者・児童対象)。	点字により作成された図書。	市長が必要と認めた額	-	-	
排泄管理支援用具	ストマ用具	膀胱直腸障害者または小腸機能障害者でストマ造設をしている者。(障害者、児童対象)	低刺激性の粘着剤を使用した密封型または下部開放型の収納袋。(皮膚保護剤・袋を身体に密着させるものを含む)	ストーマ用具(消化器系) 8,900/月	-	-
			低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付のもの。(皮膚保護剤・袋を身体に密着させるものを含む)	ストーマ用具(尿路系) 11,700/月		
	ストマ代替(紙おむつ等)	3歳以上であって、次のいずれかに該当する者。 ア、治療によって軽快の見込のないストマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストマの変形のためストマ用具を装着することができない者並びに先天性疾患(先天性鎖肛を除く)に起因する神経障害による高度の排尿または排便機能障害のある者及び先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害者で、紙おむつ等の用具類を必要とする者。	紙おむつ、洗腸用具、サラシ、ガーゼ、脱脂綿等衛生用品。 イ、乳幼児期以前の非進行性の脳病変(脳性麻痺等)による運動機能障害により排尿若しくは排便の意思表示が困難な者で紙おむつ等の用具類を必要とする者。	12,000/月	-	-
収尿器	高度の排尿機能障害者で、収尿器が必要な者。	男性用…採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置を備えているもの。	男性用 7,700	-	1年	
		女性用…耐久性ゴム製採尿器を有するもの又はポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付のもの。	女性用 8,500			

	種 目	障 害 及 び 程 度	性 能	基 準 額	介 護	耐 用 年 数
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害または乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)を有する者であつて障害等級3級以上の者。(障害者・児童対象。ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者で、児童は原則学齢児以上。)下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等。	障害児者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。 ①手すりの取り付け工事及び付帯工事 ②段差の解消工事及び付帯工事 ③滑りの防止や移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更工事及び付帯工事 ④引き戸等への扉の取替え工事及び付帯工事 ⑤洋式便器等への便器の取替え工事及び付帯工事	200,000	(支給)住宅改修費	一度きり

- (注) 1. 頭部保護帽、歩行補助杖、携帯用会話補助装置、点字器、人工喉頭、ストマ用具(代替含む)、収尿器については、入院中、施設入所中の者でも必要と認められる場合は給付できます。
2. 聴覚障害者用屋内信号装置はサウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含みます
3. すでに給付を受けている用具と同一の用具の再給付に係る申請については、前回の給付日より「耐用年数」欄に規定する期間を経過していない場合は、原則として給付できません。

日常生活用具の給付についてのご相談・お問い合わせは
 横須賀市役所 民生局 福祉こども部 障害福祉課 日常生活用具担当
 (TEL)046-822-8244(FAX)046-825-6040